

# 岐阜県公報

## 目次

### 告示

農業振興地域の指定に関する告示の一部改正  
大垣都市計画の変更  
建築基準法に基づく数値等の変更

(農村振興課) 一  
(都市政策課) 二  
(建築指導課) 二

号外(一) 令和二年十二月二十一日

## 告示

岐阜県告示第五百三三号

農業振興地域の指定に関する告示(昭和四十九年岐阜県告示第九十六号)の一部を次のように改正する。

令和二年十二月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 神戸地域の部を次のように改める。

一 神戸地域

神戸町の区域のうち、別図の青色で着色した区域

(「別図」は省略し、その関係図面は、岐阜県農政部長官農政振興課及び岐阜県西濃農林事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百四号

農業振興地域の指定に関する告示(昭和四十六年岐阜県告示第六百三三号)の一部を次のように改正する。

令和二年十二月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

七 安八地域の部を次のように改める。

七 安八地域

安八町の区域のうち、別図の青色で着色した区域

〔別図〕は省略し、その関係図面は、岐阜県農政振興課及び岐阜県西濃農林事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。〕

岐阜県告示第五百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和二年十二月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

大垣都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課並びに大垣市都市計画部都市計画課 垂井町建設課、

神戸町産業建設部建設課及び安八町企画調整課

岐阜県告示第五百六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和二年十二月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

大垣都市計画区域区分

二 都市計画を定める土地の区域  
都市計画図書において表示する区域

三 縦覧場所  
岐阜県都市建設部都市政策課並びに大垣市都市計画部都市計画課、垂井町建設課、神戸町産業建設部建設課及び安八町企画調整課

岐阜県告示第五百七号

建築基準法（昭和二十五年法律第百二十号）第五十二条第一項第八号及び第二項第三号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号並びに別表第三五の項の欄の規定により数値等を次のとおり変更するので告示する。

令和二年十二月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 変更する区域

大垣都市計画区域のうち神戸町及び安八町に係る用途地域の指定のない区域

二 区域の区分及び制限の数値

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県都市建設部建築指導課、岐阜県岐阜・西濃建築事務所及び次の表の上欄に掲げる町の区域に応じて同表下欄に掲げる場所に備え置いて縦覧に供する。

町	場	所
神戸町	神戸町産業建設部建設課	
安八町	安八町企画調整課	

三 適用年月日

令和二年十二月二十一日

令和二年十二月二十一日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一号  
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社